

第2章

計画策定の背景

1 地球温暖化の概況と影響

(1) 世界の概況と影響

2013（平成 25）年から 2014（平成 26）年にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書では、気候変動に関して以下のような内容が示されました。

地球温暖化の進行は、今後の私たちの生活基盤や産業などに大きな影響を及ぼすことが懸念されている重大な問題であり、早急かつ着実な対策の実施が求められています。

【IPCC 第 5 次評価報告書の主な内容】

○観測された変化及びその原因

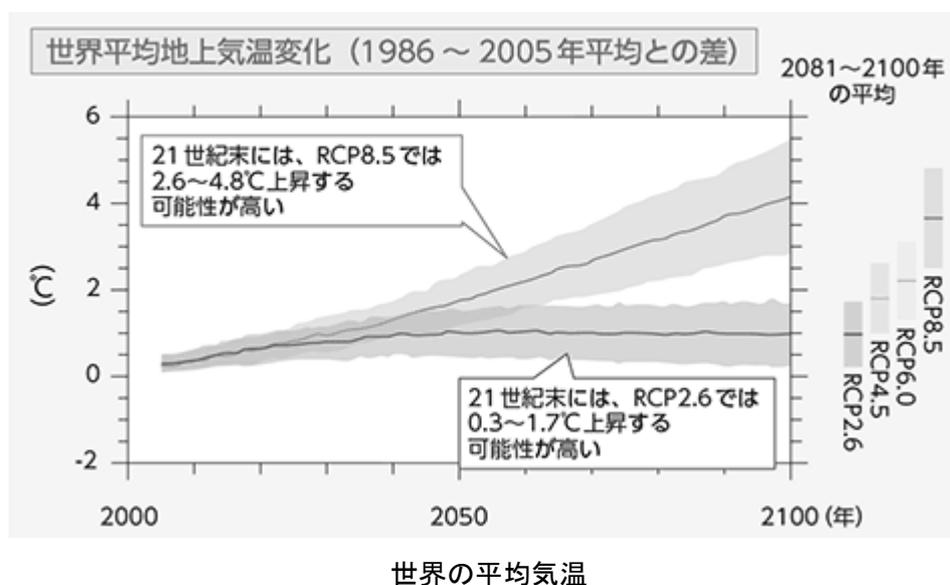
- ・気候システムの温暖化には疑う余地がない。
- ・人為起源の温室効果ガスの排出が、20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い。

○将来の気候変動及び緩和経路の特徴

- ・1986～2005 年平均に対する今世紀末の気温上昇は、温室効果ガスの排出量が非常に多い場合、2.6～4.8℃となる可能性が高い。
- ・2℃未満に抑制する可能性が高い緩和経路は複数ある。温室効果ガス濃度が 2100 年に約 450ppmCO₂ 換算又はそれ以下となる排出シナリオでは、次の特徴がある。
 - ①排出量が 2050 年までに 40～70%削減(2010 年比)
 - ②2100 年には排出水準がほぼゼロ又はそれ以下

○適応と緩和

- ・適応及び緩和は、気候変動のリスクを低減し管理するための相互補完的な戦略である。



※RCPの意味は用語集参照
出典：IPCC 第 5 次評価報告書

世界では気候変動による影響として、図1に示すように氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの物理的影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が確認されています。

今後、地球温暖化が進むと、様々な影響の深刻度と確信度、すなわち気候変動リスクがさらに高まると考えられます。

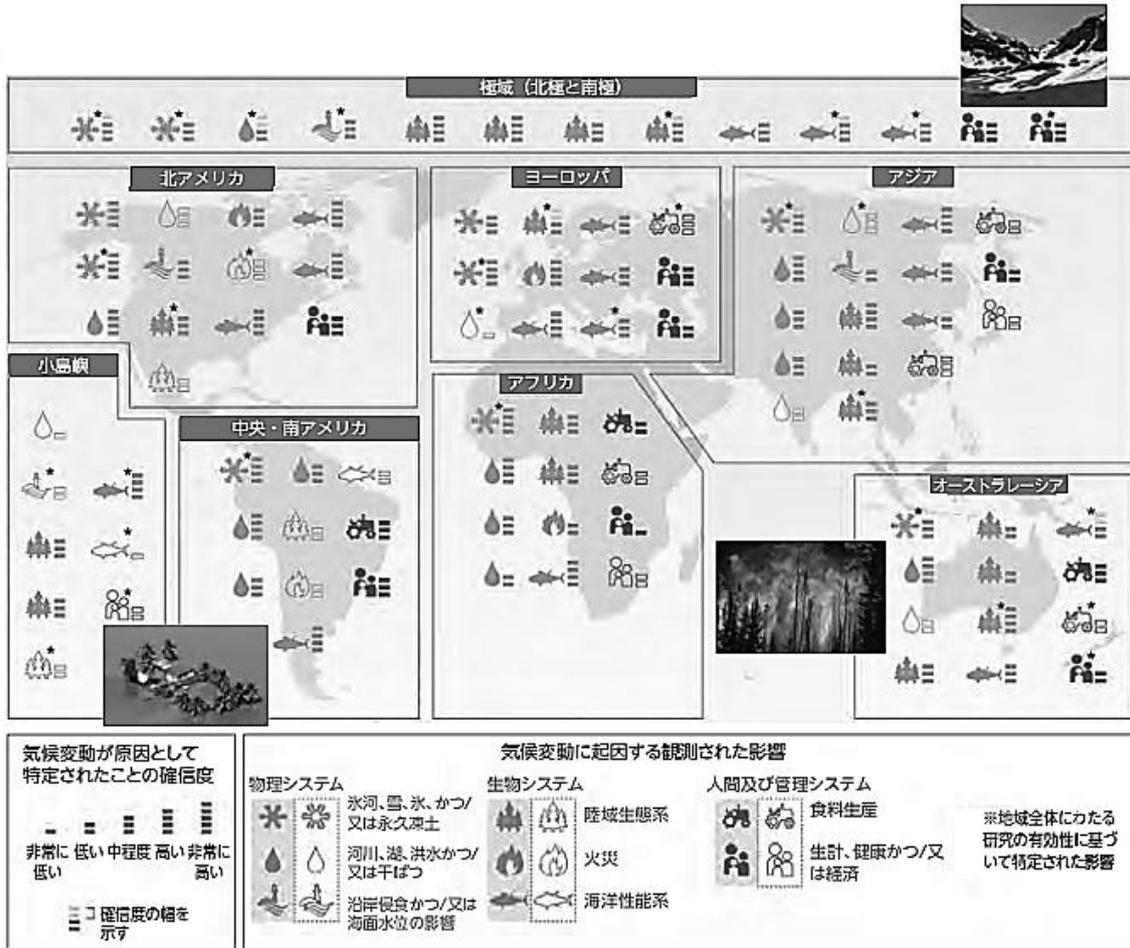


図1 気候変動が原因として特定された影響の世界分布（実際に観測された影響）

※アイコンは影響の種類を表しており、色の濃いものは気候変動から受ける影響の度合いが大きいことを表す。
 ※アイコンの横のパラメータは気候変動が原因であることの確信度を示すもので、目盛りの数が多いほど確信度が高い。
 出典：STOP THE 温暖化 2015（環境省）

(2) わが国の概況と影響

日本の年平均気温は、100年あたり 1.19°C (1898~2016年)の割合で上昇しています。

IPCCのRCPシナリオを基に将来の気候変動を予測した結果、現在(1984~2004年)と比べ、将来(2080~2100年)の年平均気温(全国平均)は、最も温暖化を抑えたRCP2.6の場合で $0.5\sim 1.7^{\circ}\text{C}$ 、最も温暖化が進んだRCP8.5の場合で $3.4\sim 5.4^{\circ}\text{C}$ 、それぞれ上昇すると予測されています。

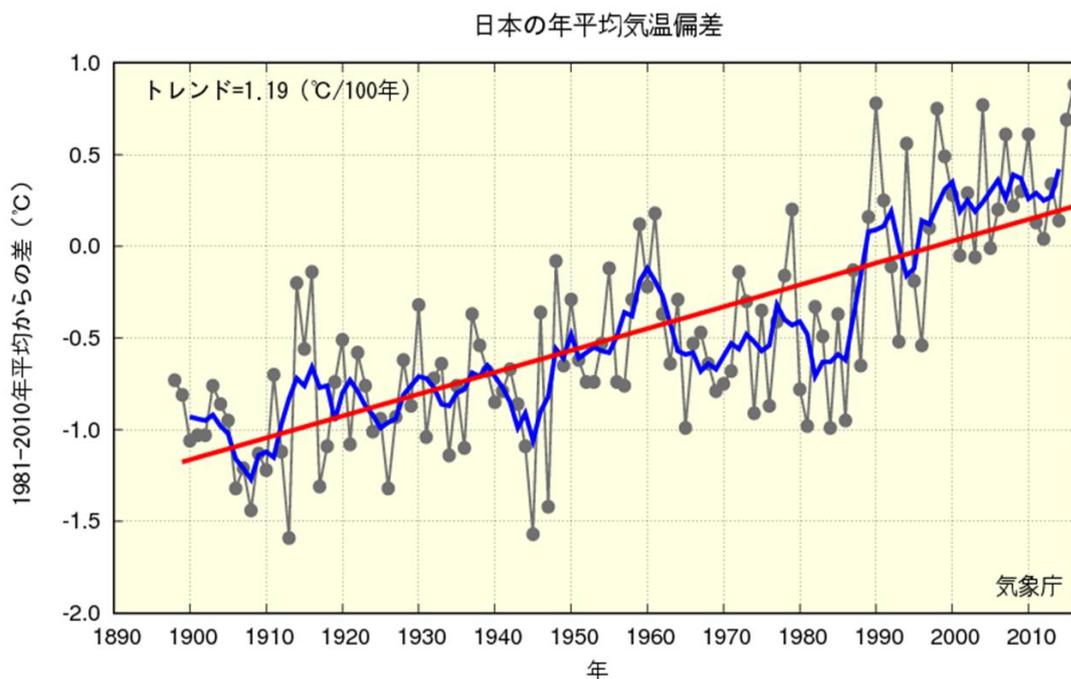


図2 日本における年平均気温の経年変化 (1898~2016年)

※細線は、国内15観測地点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値を示している。
※太線は偏差の5年移動平均を示し、直線は長期的な傾向を示している。基準値は1981~2010年の平年値。
提供：岡山地方気象台

また、将来の気候変動予測を基に、農業、自然生態系、国民生活などの様々な分野における影響が予測されています。

例えば、農業では栽培適地の北上、自然生態系では各種生物の生息域の拡大や縮小、国民生活では都市化によるヒートアイランドに、気候変動による気温上昇が重なることによる都市域でのより大幅な気温の上昇などが予測されています。

このように、気候変動は、私たちの暮らしにも影響を及ぼす可能性があります。

表 1 気候変動の影響（例）

分野		予測される影響
農業、森林・林業、水産業	農業	・一等米比率の低下 ・りんご等の着色不良、栽培適地の北上 ・病害虫の発生増加や分布域の拡大
	森林・林業	・山地災害の発生頻度の増加、激甚化
	水産業	・マイワシ等の分布回遊範囲の変化(北方への移動等)
水環境・水資源	水環境	・水質の悪化
	水資源	・無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加
自然生態系	各種生態系	・ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少
自然災害・沿岸域	水害	・大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化
	高潮・高波	・海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸侵食の増加
	土砂災害	・土砂災害の発生頻度の増加や計画規模を超える土砂移動現象の増加
健康	暑熱	・夏季の熱波が増加、熱中症搬送者数の倍増
	感染症	・感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大
産業・経済活動	金融・保険	・保険損害の増加
国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン	・短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響
	ヒートアイランド*	・都市域でのより大幅な気温の上昇

出典：気候変動の影響への適応計画（環境省）より作成

(3) 岡山県の概況と影響

① 気温上昇

岡山地方気象台における1891年から2016年までの平均気温は100年あたり約1.1℃上昇しており、県北部の津山特別地域気象観測所でも観測が開始された1943年から2016年までに約1.5℃上昇しています。

また、岡山地方気象台では、1983年から2014年で真夏日（1日の最高気温が30℃以上の日）が10年あたり3.9日、熱帯夜（日最低気温25℃以上※）が10年あたり6.1日増加しており、ヒートアイランド現象の影響もあって、都市部の温暖化が着実に進行していると考えられます。

※熱帯夜は夜間の最低気温が25℃以上の場合を指すが、ここでは日最低気温が25℃以上の日を便宜的に熱帯夜と示している。

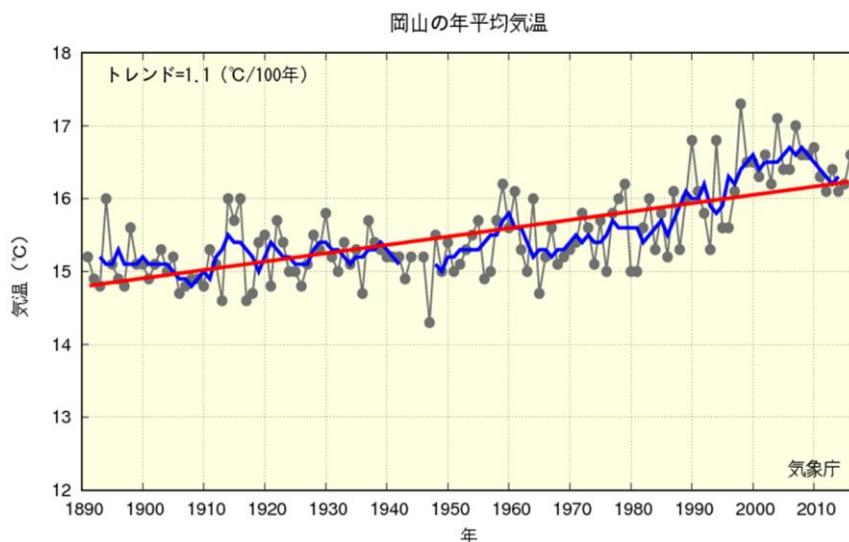


図3 岡山地方気象台における平均気温の推移

提供：岡山地方気象台

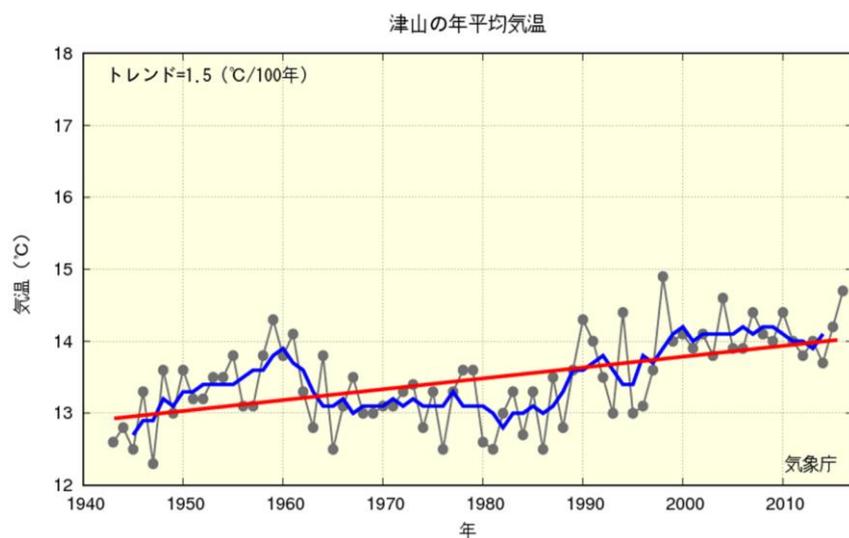
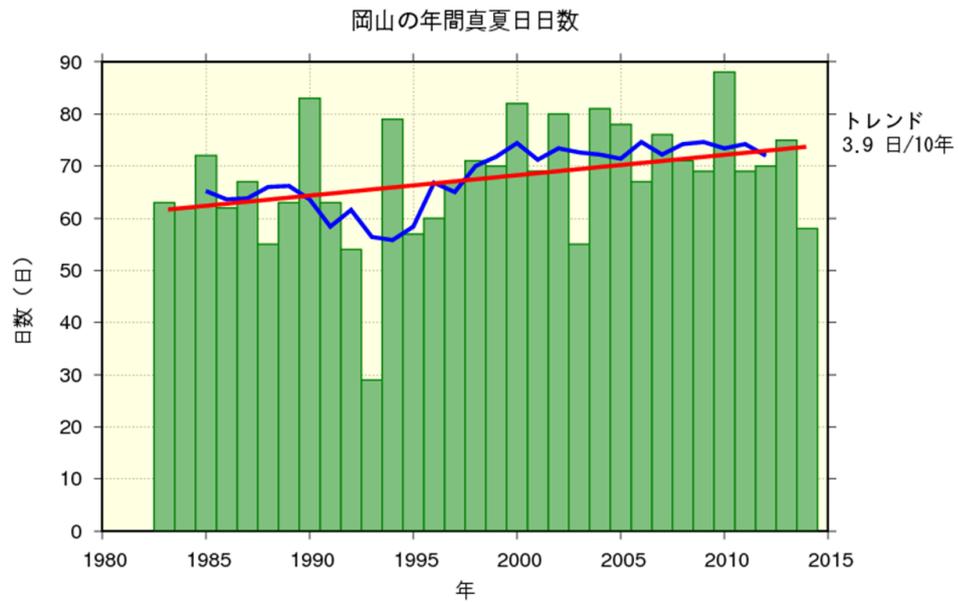
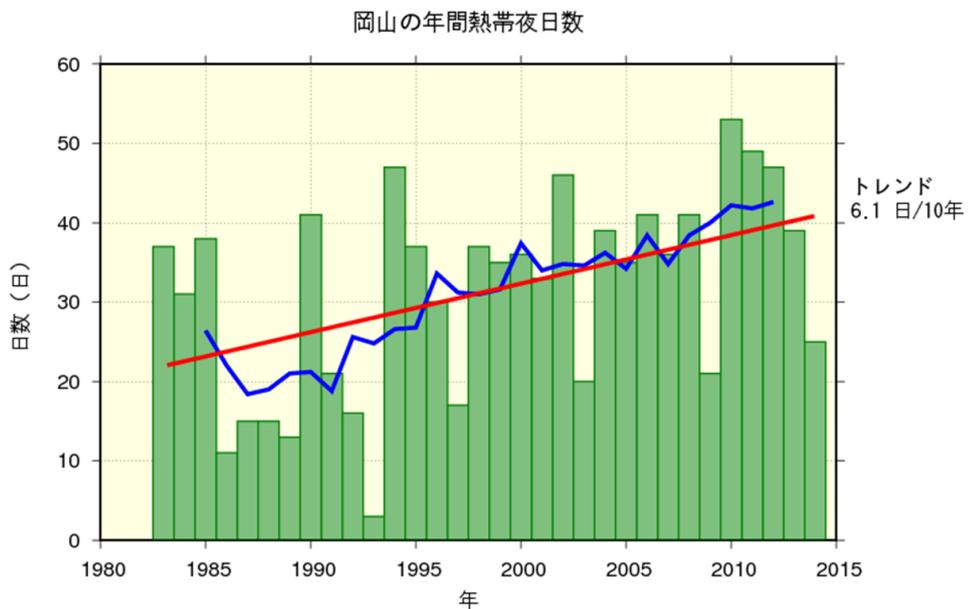


図4 津山特別地域気象観測所における平均気温の推移

提供：岡山地方気象台



縦棒（日数）、折れ線（5年移動平均）、直線（期間にわたる変化傾向）



縦棒（日数）、折れ線（5年移動平均）、直線（期間にわたる変化傾向）

図5 岡山地方気象台における真夏日及び熱帯夜日数の推移

提供：岡山地方気象台

② 熱中症の増加

2010年8月には、岡山市で猛暑日（1日の最高気温が35℃以上の日）が12日間続き、当月の平均気温が30.5℃と1891年に岡山地方気象台が観測を開始して以来、最高値を記録し、本県の2010年夏期の熱中症による救急搬送人員は1,000人を超えました。

その後も、熱中症による救急搬送人員が1,000人を超える年が多く出現しています。

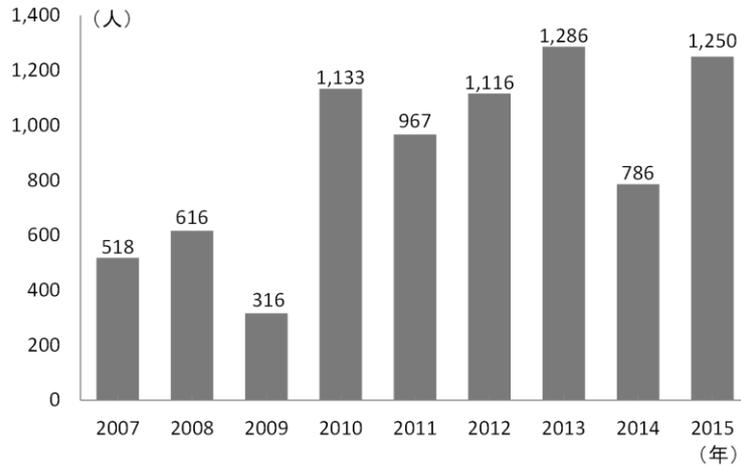


図6 岡山県の夏期熱中症による救急搬送状況

※ 集計期間は2007～2010年は7月～9月、2011年～2014年は6月～9月、2015年は5月～9月
出典：総務省消防庁「熱中症による救急搬送状況」

③ 農林漁業面への影響

地球温暖化に伴い、生育不良や栽培適地の北上など、農林漁業面での影響が懸念されており、本県でも、高温による米の品質低下や、養殖ノリの芽落ち被害など、地球温暖化による影響と見られる現象が発生しています。

表2 県内の農畜産物、漁業への影響予測

農産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の登熟不良 ・ トマトの裂果の増加と着果率の低下による収量減 ・ ももの開花期の前進化による霜害 ・ ぶどうの生育障害 ・ 病虫害の北上・新たな発生 など
畜産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肉用鶏・肥育豚の産肉量の減少 ・ 乳牛の乳量低下や乳質低下 など
水産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナルトビエイなど温帯性魚類の増加による漁業被害 ・ ノリの芽落ち被害、ノリ養殖期間の短縮 ・ 漁場の移動・縮小 ・ 藻場の衰退 など

出典：岡山県農林水産部「21 おかやま農林水産プラン」（平成21年2月）

(1) 国際的な動向

地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するために、国際的な枠組みとして「気候変動に関する国際連合枠組条約」が締結され、1994（平成6）年に発効しました。

この条約に基づき、1997（平成9）年に京都で開催されたCOP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）では、「京都議定書」が採択され、同議定書は2005（平成17）年に発効し、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの期間に、先進国全体で温室効果ガスを5%削減することを目標として取り組まれました。

2013（平成25）年以降の国際枠組みとして、2010（平成22）年のCOP16（国連気候変動枠組条約第16回締約国会議）において、2020（平成32）年の削減目標・行動を位置付けた「カンクン合意」が採択されました。「カンクン合意」では、先進国と途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられることとなりましたが、同合意は、法的拘束力がなく、先進国と途上国の対応の差異が明確なことなどが課題として残りました。

2011（平成23）年のCOP17（国連気候変動枠組条約第17回締約国会議）では、すべての締約国に適用される2020（平成32）年以降の法的枠組みを2015（平成27）年までに採択することが決定されました。

2015（平成27）年にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）では、「パリ協定」が採択され、その後異例の早さで各国の批准が進み、2016（平成28）年11月4日に発効し、我が国も12月8日に締約国となりました。

パリ協定は、京都議定書に代わる2020（平成32）年以降の温室効果ガス排出量削減のための新たな国際枠組みです。同協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことなどを目標とし、目標達成のために今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を目指すことなどが規定されています。

【パリ協定に規定された主な内容】

- 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。
- 上記の温度目標を達成するため今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成できるように、できる限り早く温室効果ガスのピークアウトを目指す。
- 締約国は、目的に留意し、長期温室効果ガス低排出発展戦略を作成、提出するよう努める。
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- 我が国提案の二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み(グローバル・ストックテイク)

COP21 に先立ち各国から提示された約束草案（INDC）の内容は以下の表に示すとおりです。日本は 2030（平成 42）年までに 2013（平成 25）年比 26%削減する内容となっています。

表 3 各国の約束草案

国名	削減目標	基準年
中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 60-65%削減	2005 年
EU	2030 年までに少なくとも 40%削減	1990 年
インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 33-35%削減	2005 年
ロシア	2030 年までに 25-30%削減	1990 年
アメリカ	2025 年までに 26-28%削減	2005 年
日本	2030 年までに 26%削減	2013 年

出典：INDCs as communicated by Parties

(2) わが国の動向

わが国では、パリ協定の採択を踏まえて、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」が策定されました。

地球温暖化対策計画には、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割、目標達成のために各主体が講ずべき対策・施策等について記載されています（地球温暖化対策計画に位置付けられている主要な対策・施策は次のページ参照）。

この計画では、2030（平成 42）年を中期目標年度と位置付け、2030（平成 42）年度において、国内の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26%減の水準にするとの目標が掲げられており、目標の達成に向けて着実に取り組むとされています。

併せて、長期的目標として、2050（平成 62）年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとされていますが、同時に、このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難であり、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求していく姿勢が示されています。

表 4 地球温暖化対策計画の 2030 年度における排出量の目安と削減率

項目	2005 年度 排出量実績	2013 年度 排出量実績	2030 年度 排出量目安	2030 年度の 削減率 (2013 年度比)
エネルギー起源 CO ₂	1,219	1,235	927	25.0%
産業部門	457	429	401	6.5%
業務その他部門	239	279	168	39.8%
家庭部門	180	201	122	39.3%
運輸部門	240	225	163	27.6%
エネルギー転換部門	104	101	73	27.7%
非エネルギー起源 CO ₂	85.4	75.9	70.8	6.7%
メタン(CH ₄)	39.0	36.0	31.6	12.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	25.5	22.5	21.1	6.2%
代替フロン等 4 ガス	27.7	38.6	28.9	25.1%
吸収源	—	—	-37.0	—
合計	1,397	1,408	1,043	26.0%

※ 単位は百万 t-CO₂

※ エネルギー起源 CO₂ の各部門の 2030 年度の排出量は目安として設定

※ 2030 年度の削減率は四捨五入の関係で本表内の数値の計算と合わない場合がある。

※ 2030 年度の吸収源の内訳は、森林吸収量 27.8 百万 t-CO₂、農地土壌炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進による吸収量 9.1 百万 t-CO₂

【地球温暖化対策計画に位置づけられている主要な対策・施策】

（産業部門の取組）

- 低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証
 - ・BAT※の最大限導入等をもとに CO₂ 削減目標策定、厳格な評価・検証
 - 設備・機器の省エネとエネルギー管理の徹底
 - ・省エネ性能の高い設備・機器の導入、エネルギーマネジメントシステム(FEMS)の利用
- ※BAT:Best Available Technology
(経済的に利用可能な最善の技術)

（業務その他部門の取組）

- 建築物の省エネ対策
- ・新築建築物の省エネ基準適合義務化、既存建築物の省エネ改修、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)の推進
- 機器の省エネ
- ・LED 等の高効率照明を 2030 年度までにストックで 100%、トップランナー制度による省エネ性能向上
- エネルギー管理の徹底
- ・エネルギー・マネジメントシステム(BEMS)、省エネ診断等による徹底したエネルギー管理

（家庭部門の取組）

- 国民運動の推進
- 住宅の省エネ対策
- ・新築住宅の省エネ基準適合義務化、既存住宅の断熱改修、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)の推進
- 機器の省エネ
- ・LED 等の高効率照明を 2030 年度までにストックで 100%、家庭用燃料電池を 2030 年時点で 530 万台導入、トップランナー制度による省エネ性能向上
- エネルギー管理の徹底
- ・エネルギー・マネジメントシステム(HEMS)、スマートメーターを利用した徹底したエネルギー管理

（運輸部門の取組）

- 次世代自動車の普及、燃費改善
- ・次世代自動車(EV、FCV 等)の新車販売に占める割合を 5 割～7 割に
- その他運輸部門対策
- ・交通流対策の推進、エコドライブ、公共交通機関の利用促進、低炭素物流の推進、モーダルシフト

（エネルギー転換部門の取組）

- 再生可能エネルギーの最大限の導入
- ・固定価格買取制度の適切な運用・見直し、系統整備や系統運用ルールの整備
- 火力発電の高効率化等
- ・省エネ法等の基準の強化等による電力業界全体の取組の実効性確保、BAT の採用、小規模火力発電への対応
- 安全性が確認された原子力発電の活用

（その他温室効果ガス及び温室効果ガス吸収源対策）

- 非エネ起源 CO₂、CH₄、N₂O、代替フロン等4ガス、森林吸収源対策等の推進

（分野横断的施策）

＜目標達成のための分野横断的な施策＞

- J-クレジット制度の推進
- 国民運動の展開
- 低炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成

＜その他の関連する分野横断的な施策＞

- 水素社会の実現
- 温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組
- 温室効果ガス算定・報告・公表制度
- 事業活動における環境への配慮の促進
- 二国間クレジット制度(JCM)
- 税制のグリーン化に向けた対応及び地球温暖化対策税の有効活用
- 金融のグリーン化
- 国内排出量取引制度

（基盤的施策、国際協力の推進等）

- 技術開発と社会実装、観測・監視体制の強化
- ・GaN(窒化ガリウム)、セルロースナノファイバー、蓄電池、海洋エネルギー、いぶき
- ・2050 年頃を見据えた「エネルギー・環境イノベーション戦略」
- 公的機関の取組
- ・国、地方公共団体の率先的取組
- 国際協力の推進
- ・パリ協定への対応、JCM、REDD+
- ・世界各国、国際機関との協調
- 計画の進捗管理
- ・毎年進捗点検、3 年ごとに見直しを検討
- ・パリ協定の目標の提出・更新サイクルを踏まえ対応

※ 詳細は、巻末の「参考資料 1 国の対策・施策一覧 (101 ページ～)」参照

(3) 岡山県の動向

【2011（平成 23）年度の計画策定までの動き】

本県では、地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に推進するために、2001（平成 13）年度に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を策定しました。

2006（平成 18）年度には、省エネルギー型のライフスタイルの定着と社会システムの構築を目指し、同計画における省エネルギー分野の実施計画として「岡山県省エネルギービジョン」を策定しました。

また、2007（平成 19）年度には、2020（平成 32）年度を展望した新たな総合的かつ長期的な目標・施策の大綱として、「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）」を策定し、より良い環境に恵まれた持続可能な社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

さらに、2010（平成 22）年度には、新エネルギーの普及拡大を、地球温暖化防止だけでなく、産業振興や地域活性化にも結び付けるための方向性や具体的な方策を岡山発の新エネルギー政策として広く県民に示し、県民、市町村、民間企業等の多様な協働による取組を加速することを目的として「おかやま新エネルギービジョン」を策定しました。

2011（平成 23）年度には目標年度の到来に伴い、新たな岡山県地球温暖化防止行動計画（以下「前計画」といいます。）を策定し、各主体が一丸となって地球温暖化対策に取り組んできました。

【計画策定以降の動き】

これらの計画のうち、新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）については、地球規模の課題や東日本大震災を教訓とした新たな課題への対応が必要なこと、2016（平成 28）年度を目標年度として取り組んできた重点プログラムの期限が到来することなどから、今年度見直しを行いました。

また、おかやま新エネルギービジョンについても、新エネルギーを取り巻く環境が大きく変化するとともに、ビジョンに掲げた具体的な施策について、大いに取組が進んだものもあれば、課題が多いことが明らかになったものもあるなどの状況を踏まえ、同じく今年度、一部内容の見直しを行いました。

一方、岡山県省エネルギービジョンについては、目標年度が到来したことから、その内容を本計画に取り込んで、引き続き推進していくこととしました。

【これまでに取り組んできた主な施策】

本県で、これまでに取り組んできた主な地球温暖化施策は、以下のとおりです。

① 太陽光発電の導入促進

太陽光発電は「晴れの国」と呼ばれる本県にとって極めて有望な再生可能エネルギーであることから、メガソーラーの設置補助金などによる普及拡大や商用電力がない中山間地域の農用地などで小規模太陽光発電を利用した自動かん水システムの導入の推進を

図ってきました。

② バイオマスのエネルギー利用拡大

未利用材、製材端材等の木質バイオマスを化石燃料に代わるエネルギーの一つとして位置付け、木質バイオマス発電の燃料としての利用促進や家畜排せつ物を活用したバイオガスシステムによるエネルギーの有効利用技術等の検討等を進めました。

③ 新エネルギーの普及啓発

太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの普及拡大を促進するために、セミナーの開催や相談窓口の設置により、県民への情報提供等を行ってきました。

また、県民の寄附や市民ファンド等を活用した市民共同発電所の取組などの県民参加型の発電施設の普及を進めました。

④ 防災拠点等への再生可能エネルギーの導入推進

災害に備え、避難所や防災拠点を対象に再生可能エネルギーによる自立分散型エネルギーの導入を推進するため、国の制度を活用し、蓄電池と併せた太陽光発電設備等を整備する市町村等の取組を支援しました。

⑤ 建築物の省エネルギー化の促進

建築物の新築及び増改築等の時期に合わせて、「省エネルギー法」(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号))に基づく建築物の省エネ措置の届出制度の周知を図るとともに、有効な整備手法の導入を推進したほか、建築士定期講習において、建築士に届出制度等の周知を図ってきました。

また、住宅用の太陽熱温水器の導入や窓断熱改修に要する経費の一部を補助することにより、省エネ設備の整備を促進しました。

⑥ 省エネ型ライフスタイル・ワークスタイルの定着

県民、事業所が自ら環境負荷低減活動の取組と目標を定め実行するアースキーパーメンバーシップ制度による地球温暖化防止活動の普及や夏のクールビズ、冬のウォームビズ県民運動の展開による節電等の呼びかけ等について、岡山県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員とも連携しながら実施してきました。

自動車利用にあたっては、エコドライブに積極的に取り組むことを宣言するエコドライブ宣言者を募集し、エコドライブの普及に取り組んできました。

⑦ 低公害車の導入促進

運輸部門から排出される温室効果ガスの削減を図るため環境性能の高い自動車の普及を図るとともに、電気自動車については、航続距離がガソリン車に比べて短いことなどの課題に対応するために、2013（平成25）年度に「岡山県電気自動車充電器設置ビジョン」を策定し、民間事業者等と協力しながら充電インフラの充実等に努めてきました。

⑧ 公共交通機関等の利用促進及び自動車の利用抑制

環境負荷の低減や通勤ラッシュ時の渋滞緩和に向け、マイカー利用から鉄道やバス等の公共交通機関の利用を中心とするエコ通勤への転換を図るため、国や岡山市・倉敷市と共同で「スマート通勤おかやま」を実施してきました。

また、県独自の取り組みとして、「岡山県ノーマイカーデー運動」や「岡山県下統一ノーマイカーデー運動」を実施し、職員のマイカー通勤の自粛を呼びかけることで、自動車の利用抑制に取り組んできました。

⑨ 交通円滑化の推進

道路整備等の推進、新交通管理システムの整備（交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機への更新等）により交通渋滞の解消等による交通の円滑化を推進してきました。

⑩ 産業・事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制の推進

2010（平成22）年度より、事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の自主的な取組を促進するため、県内において一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者が、自ら排出量を算定し、排出削減計画の作成、実施状況を県に報告する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を運用してきました。

この制度を通して排出削減実績が大きな事業者のうち、特徴的な対策等を実施している事業者を抽出・調査し、その結果を公表・周知するとともに、製造業等を対象として簡易省エネ診断を実施するなど事業者の排出量削減のサポートを実施してきました。

⑪ 吸収源対策

二酸化炭素の吸収源となる適正に管理された森林の確保を図るため、間伐等の森林整備や保安林等の保全・管理を促進してきました。

また、企業等が整備した森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証する「岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度」を通じて企業等の森林保全活動への参画を促進してきました。

3 岡山県の地域概況

(1) 自然特性

① 地勢

本県の総面積は約 7,114.5km² で、県北部は中国山地と盆地、中部は吉備高原などの丘陵地、南部は平野が分布しています。

山陽道の中央に位置し、県内縦横に伸びる高速道路網や国内外へ飛び立つ岡山空港、新幹線をはじめ東西南北につながる鉄道など交通基盤が充実し、中四国のクロスポイントとして発展を続けています。

中国山地に源を発する 3つの河川（吉井川、旭川、高梁川）は、良質で豊かな水をたたえ、瀬戸内海へ流れ込んでいます。また、東洋の地中海といわれる瀬戸内海には、多くの島々が点在しています。

② 森林面積

2014（平成 26）年度の県内の森林面積は 484 千 ha で、県土の約 7割を占めています。このうち 92%は民有林であり、全国と比べて民有林が多いのが特徴です。民有林における人工林の占める割合は 39%となっています。

森林吸収の促進には計画的かつ積極的な間伐の推進が必要であることから、2015（平成 27）年 3月に改訂された「21 おかやま森林・林業ビジョン」においても、計画的な間伐による健全な人工林の育成が推進目標として盛り込まれています。

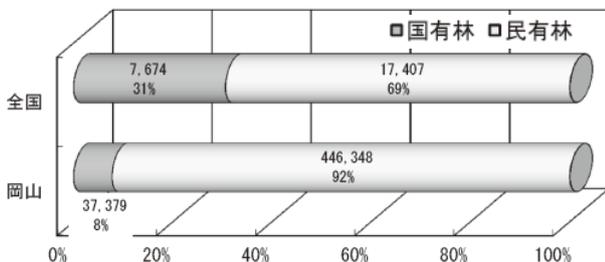


図 8 全国と岡山県の国有林・民有林別森林面積

※全国は平成 24 年 3 月 31 日現在
岡山県は平成 26 年 3 月 31 日現在
出典：岡山県「岡山県森林・林業統計」

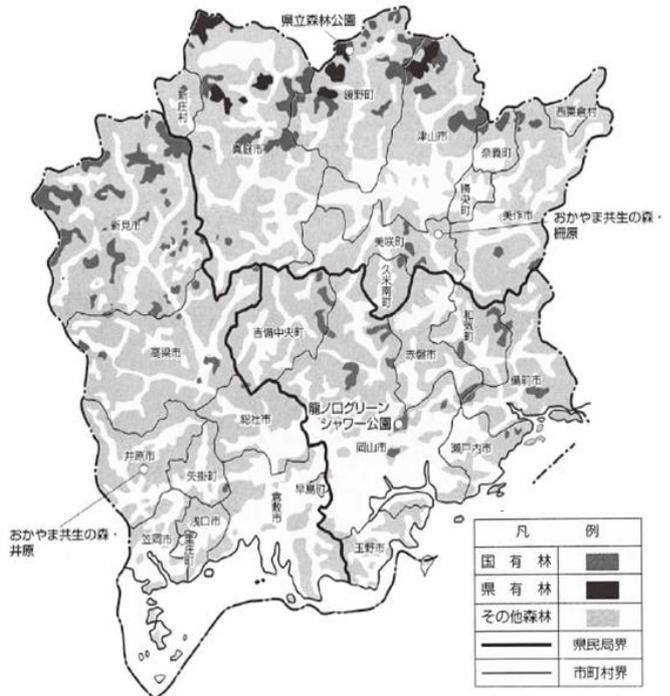


図 7 岡山県森林分布図

出典：岡山県「岡山県森林・林業統計」

(2) 社会特性

① 人口・世帯数

県内の人口は2000（平成12）年頃をピークとして減少傾向で推移し、2014（平成24）年の人口は1,945千人となっています。

一方、世帯数は一貫して増加傾向にあり、2014（平成24）年の世帯数は817千世帯と、1990（平成2）年比で約30%増加しました。

2014（平成24）年の一世帯当たりの人数は2.38名と、1990（平成2）年から減少傾向にあり、核家族化が進行していることが伺えます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値によると2020（平成32）年、2030（平成42）年の人口及び世帯数は減少すると予測されています。

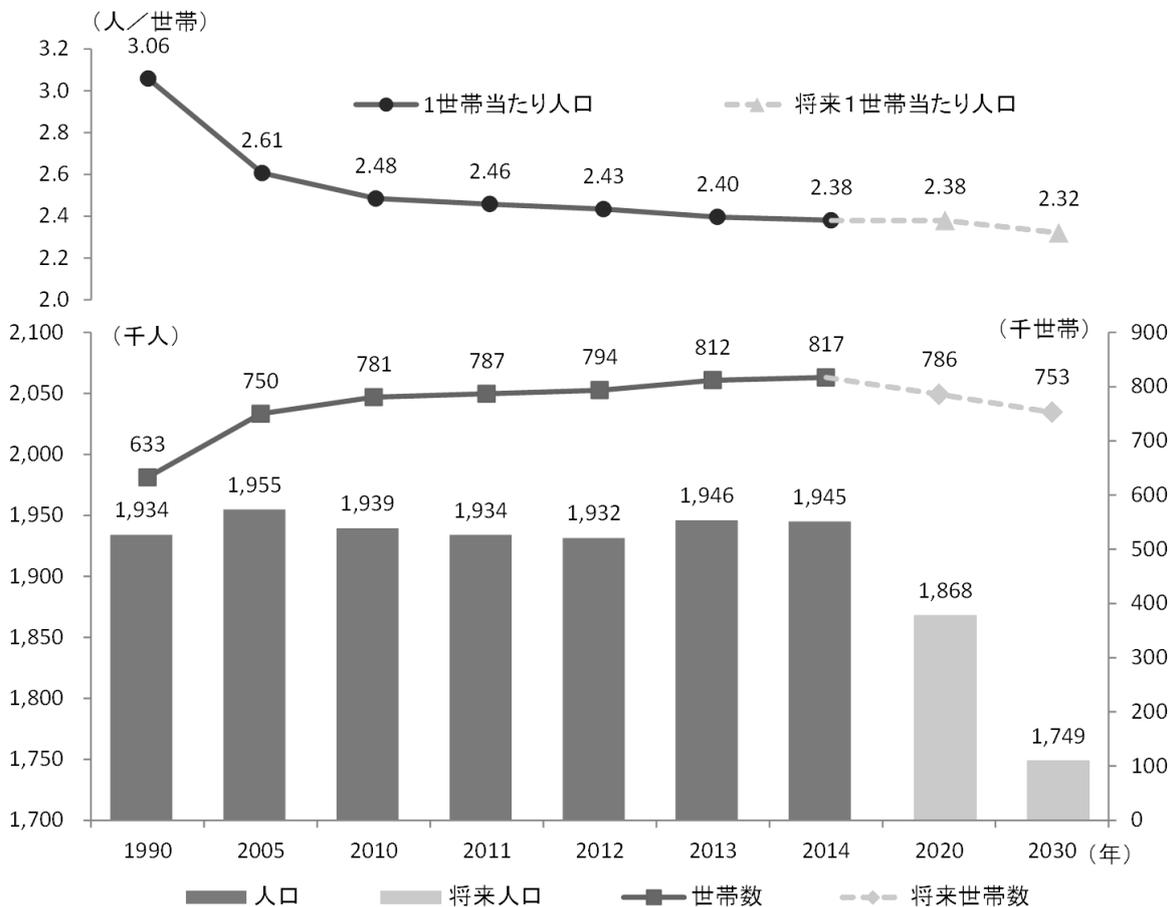


図9 県内人口・世帯数の推移

※2020年、2030年の将来世帯数は国勢調査ベースから住民基本台帳ベースに独自に推計した値

※1990～2013年は3月31日現在、2014年は1月1日現在の数値

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

② 世帯構成、住宅

2013（平成 25）年の 4 人以上の世帯割合は 1993（平成 5）年比で 14.2%減少している一方、一人世帯は 9.1%増加して 2008（平成 20）年には 4 人以上世帯の割合を上回り、2013（平成 25）年にもその傾向が続いています。

県内の戸建て住宅は、1993（平成 5）年から 2013（平成 25）年にかけて 5.7 万戸（11.4%）増加し、共同住宅は 8 万戸から 20 万戸へ約 2.5 倍増加しました。住宅の建て方別の構成比を全国と比較すると、戸建て住宅の占める割合が全国よりも大きいことが特徴です。

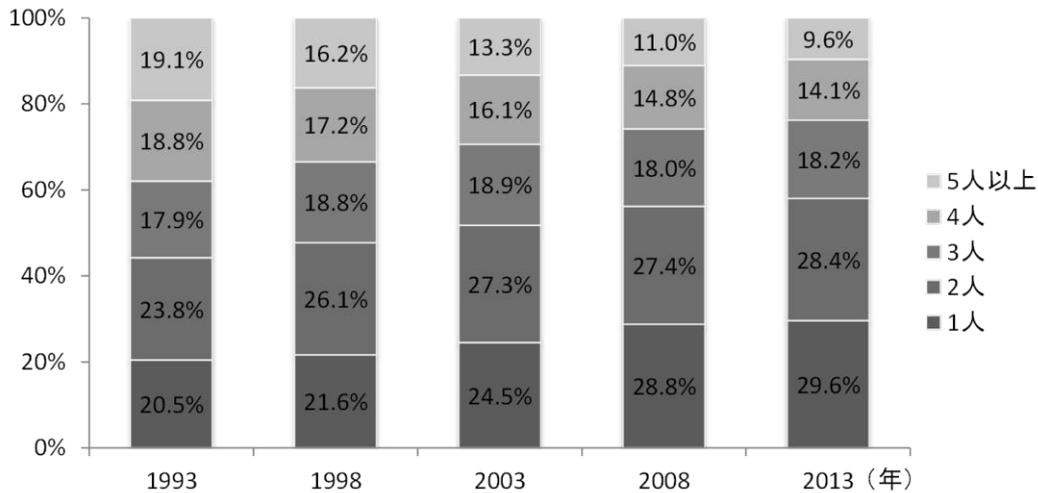


図 10 県内の世帯構成

出典：総務省「住宅・土地統計調査」

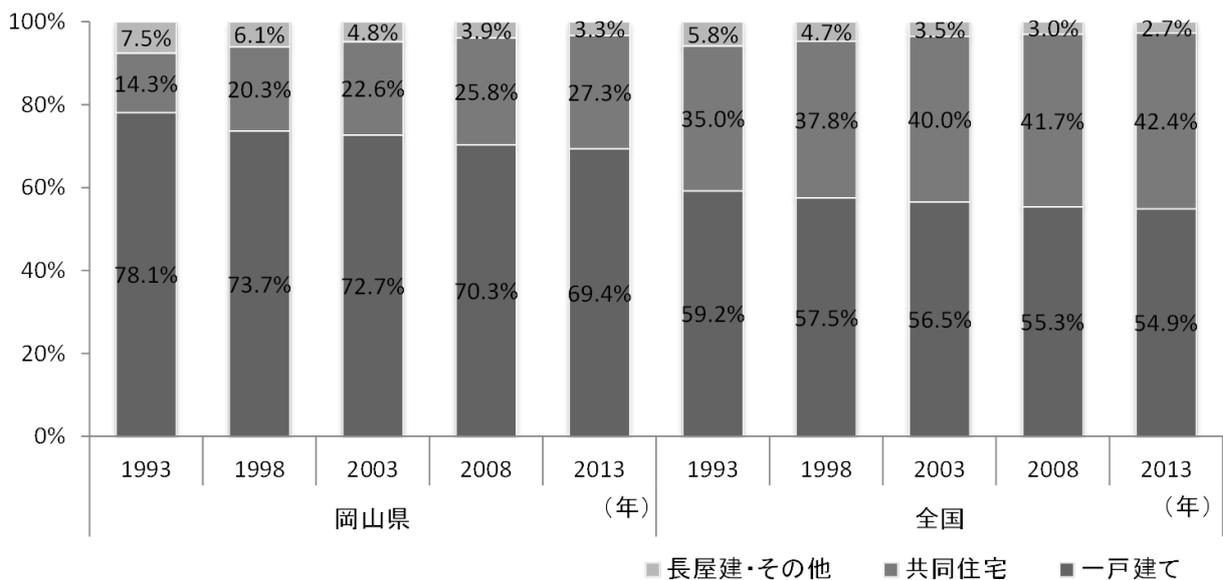


図 11 住宅の建て方別住宅の構成比

出典：総務省「住宅・土地統計調査」

③ 製造業

2014（平成26）年の県内の製造品出荷額は1990（平成2）年比で24.4%増加となっています。1990（平成2）年から増加傾向を示していたものの、2009（平成21）年にリーマンショックなどの影響で大きく落ち込み、その後再び増加傾向を示しています。2014（平成26）年の県内製造業の事業所数は1990（平成2）年から51.2%減の3,476事業所となっています。

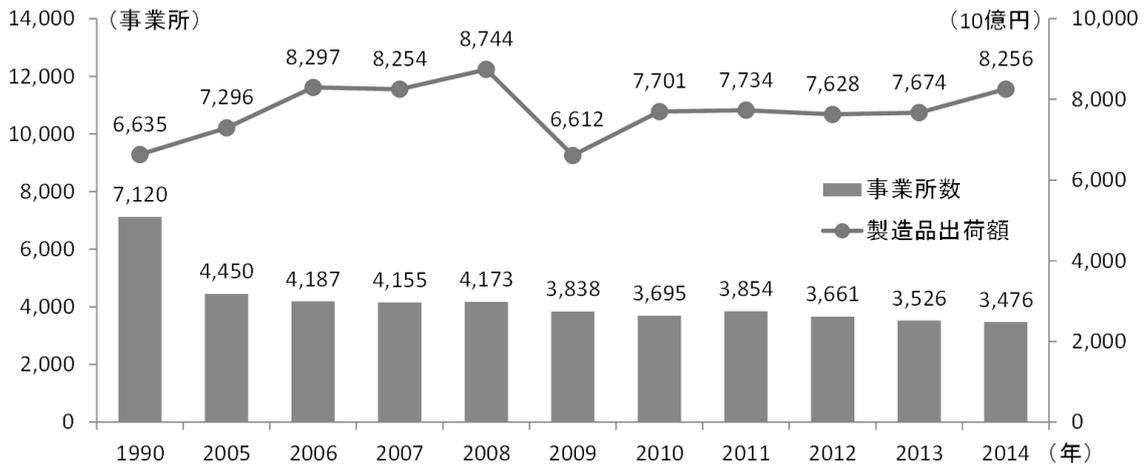


図12 製造品出荷額及び事業所数の推移

出典：経済産業省「工業統計表」

④ 商業、オフィス

1990（平成2）年度以降、業務用施設の床面積は年々増加しており、2014（平成26）年度は3,059万㎡となっています。特に、事務所ビルは1990（平成2）年度比で61.0%増床し、業務用施設の床面積全体の37.2%を占めています。

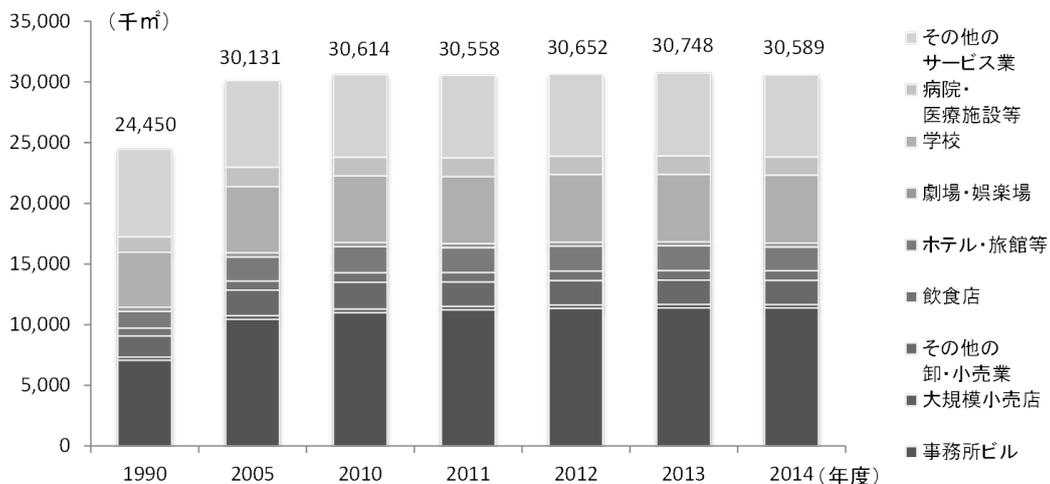


図13 県内の業務用施設の床面積の推移

出典：総務省「固定資産の価格等の概要調書（家屋）」、地方財務協会「公共施設状況調」他

⑤ 運輸

2014（平成26）年度の自動車保有台数は約147万台（1990（平成2）年度比38%増）で、そのうち77%を乗用車が占めています。

近年、軽乗用車の普及が著しく、一世帯当たりで見ると、乗用車保有台数が2000（平成12）年度前後をピークに微減しているのに対して、軽乗用車は1990（平成2）年度以降一貫して右肩上がりとなっています（2014（平成26）年度は0.60台/世帯）。

県内の一世帯当たりの乗用車保有台数、軽乗用車保有台数はともに全国値を上回っており、特に軽乗用車の保有台数は、全国値を大きく上回っています。

また、走行距離については2010（平成22）年度以降、貨物は減少していたものの、2012（平成24）年度からは増加傾向、旅客は減少傾向を示しています。

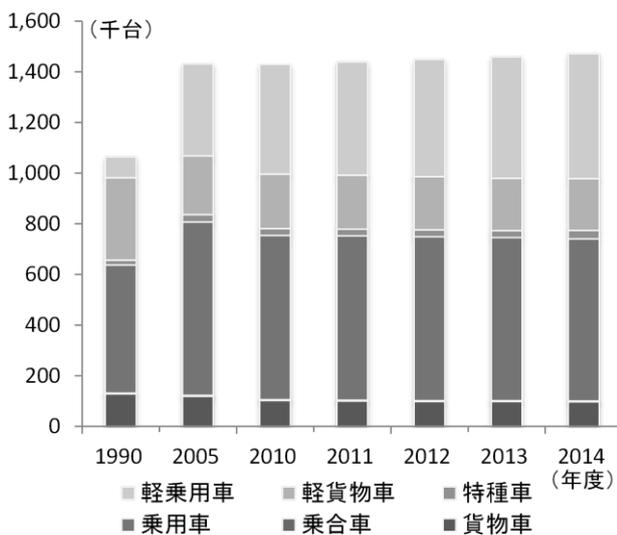


図14 車種別自動車台数の推移

出典：(財)自動車検査登録協会「自動車保有車両数月報」

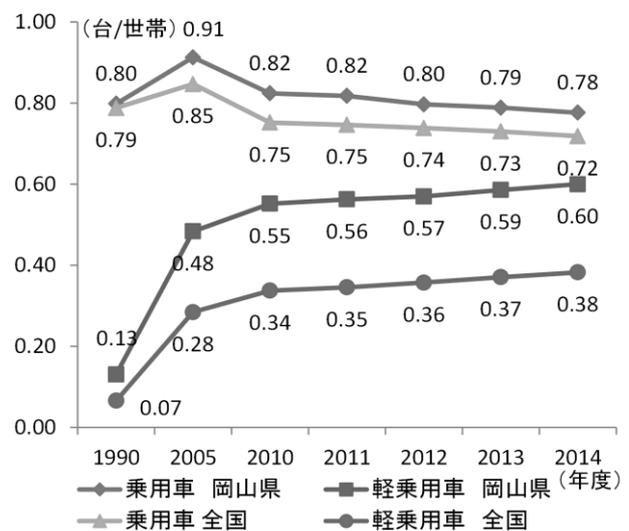


図15 1世帯当たり乗用車保有台数推移

出典：(財)自動車検査登録協会「自動車保有車両数月報」他

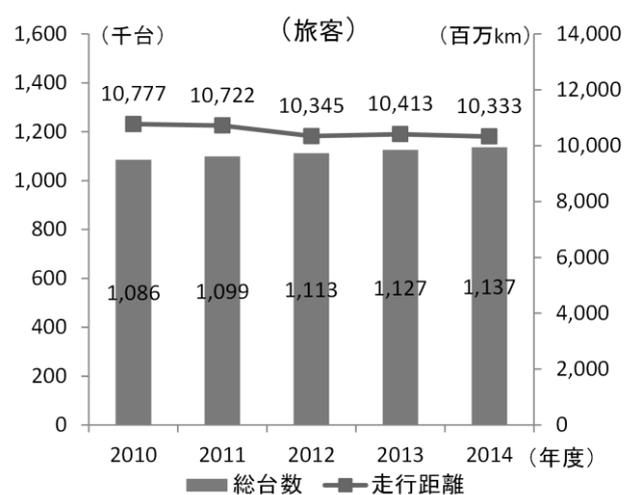
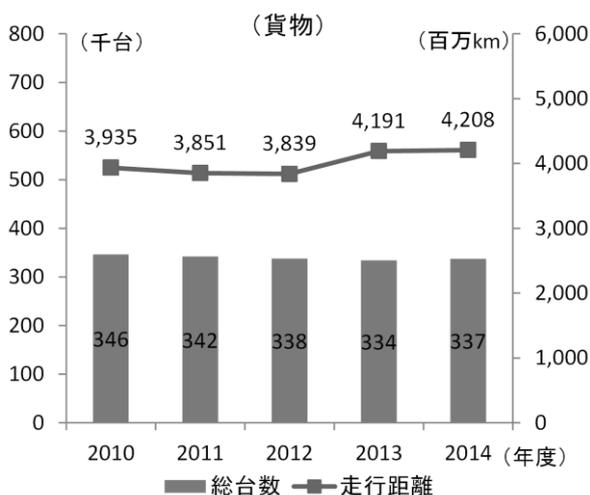


図16 貨物・旅客別自動車保有台数と走行距離の推移

出典：国土交通省「自動車燃料消費量統計年報」
(財)自動車検査登録情報協会「自動車保有車両数月報」

(3) 県民・事業者の環境に関する意識調査

本計画を策定するにあたり、表5に示す県民等に対する意識調査を参照し、県民の意識や行動の実態を把握するための参考としました。

これらの意識調査の結果に基づき、国や県の削減目標の周知に取り組むこと、省エネ行動推進のための普及啓発活動や環境教育を今後も充実させること、省エネ設備導入の促進を図るため、補助金制度などの経済的支援をはじめとした取組を進めることなど、多面的な対策の実施を県の計画に盛り込むことが重要であると考えます。

表5 意識調査の概要

調査名	環境に関する県民等意識調査		平成28年度 県民満足度等調査
	県民調査	事業所調査	
実施期間	平成28年5~6月		平成28年6月
調査対象	20歳以上の県内 在住者	従業員30人以上の 県内の事業所	20歳以上の県内 在住者
有効回収率 /標本数	1,335/2,500 (有効回収率 53.4%)	223/500 (有効回収率 44.6%)	1,349/2,500 (有効回収率 54.0%)

表6 意識調査結果

- ・ 関心のある環境問題で、「地球の温暖化」が64%と最も高い。
- ・ 近年、気象・気候の状況について、「悪くなっている」との回答が約7割
- ・ 特に実感している事柄は、「猛暑日や熱帯夜の状況」が47%と最も多く、次いで「ゲリラ豪雨などの局地的な大雨の影響」(36%)、「気温の上昇による熱中症の増加」31%となっている。

- ・ 環境保全推進のために特に行政に期待することとして、県民では「環境教育」、事業所では「省エネ機器・設備導入への支援・補助」の回答が最も多い(図17、18参照)

- ・ 国の温室効果ガス削減目標について、「知らない」との回答が約7割(図19参照)
- ・ また、岡山県の削減目標についても、「知らない」との回答が約9割(図19参照)

- ・ 省エネ設備の導入状況として、既に導入している設備は「LED照明」が約5割、「エコキュート」が約3割、「太陽光発電」が約1割(図20参照)
- ・ 省エネ設備を導入しない理由として、いずれの設備も「余計な費用がかかるから」との回答が約5割

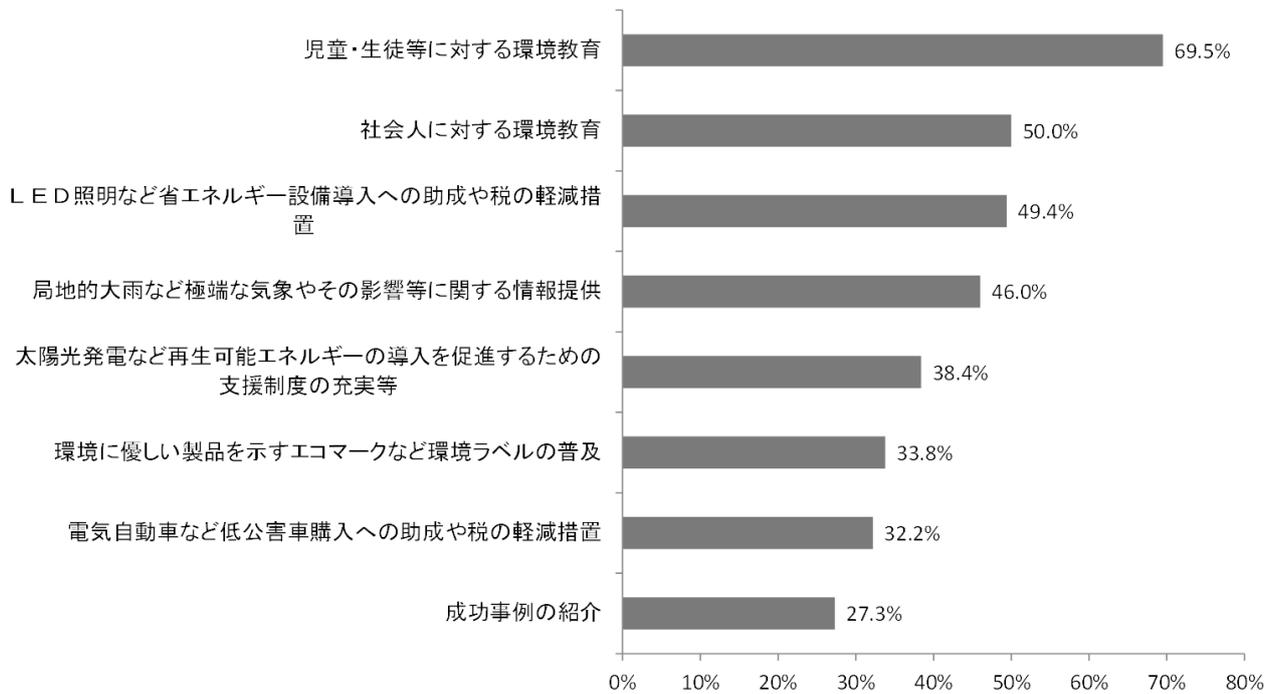


図 17 環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること（県民）

出典：環境に関する県民等意識調査より作成

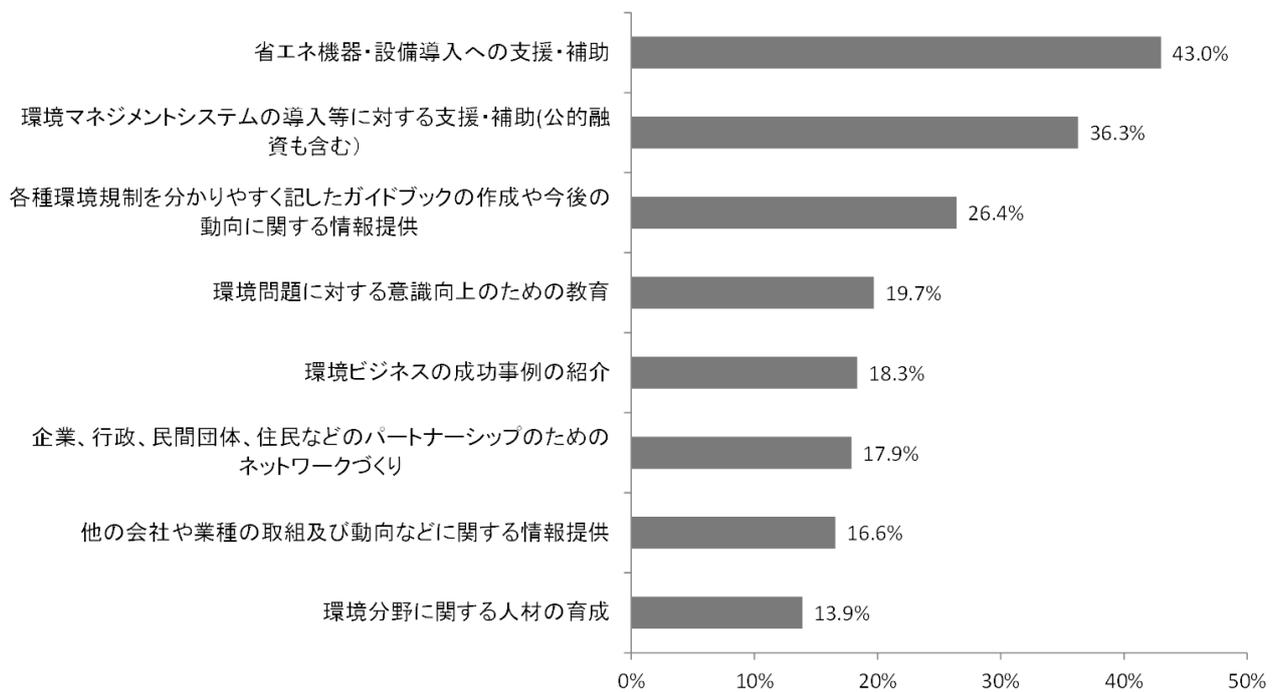


図 18 環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること（事業者）

出典：環境に関する県民等意識調査より作成

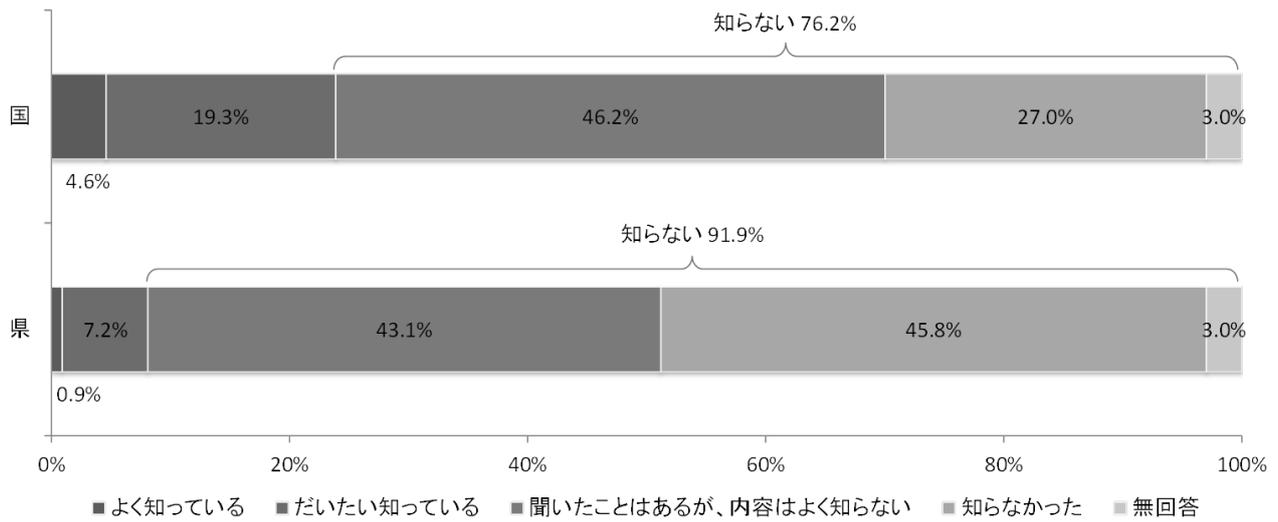


図 19 国や県の削減目標の認知度（県民）

出典：平成 28 年度県民満足度調査より作成

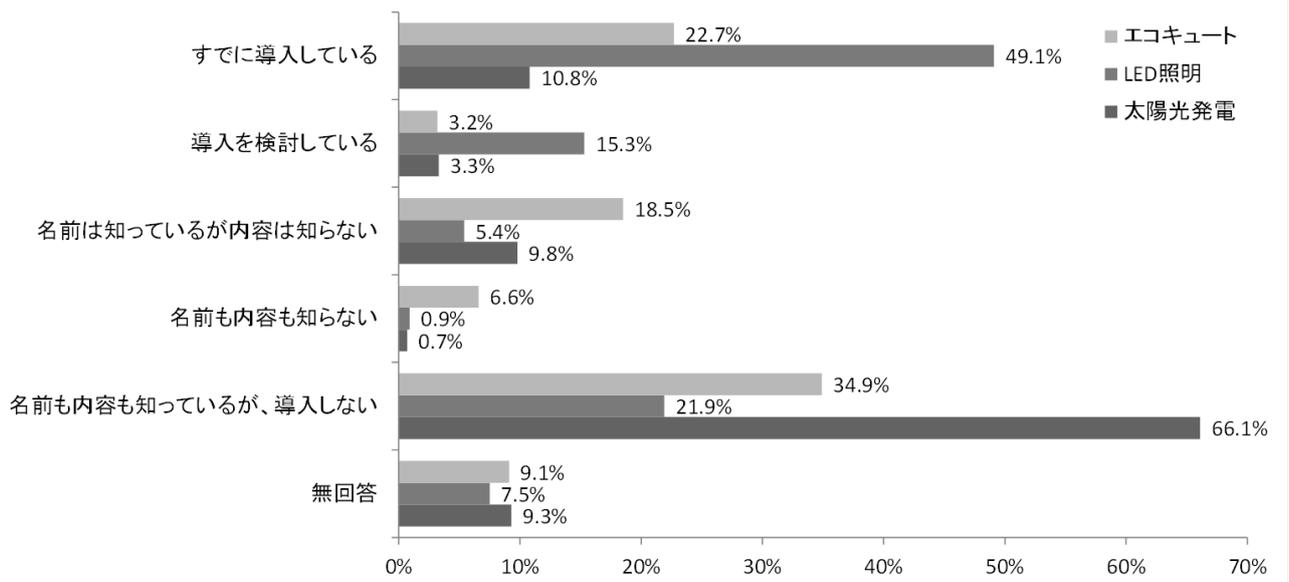


図 20 省エネ設備の導入状況（県民）

出典：平成 28 年度県民満足度調査より作成

